

平成24年3月（第1回）議会一般質問事項

1 職員の定員管理について

- (1) 職員数
- (2) 臨時職員
- (3) 退職者数及び採用者数の推移
- (4) 今後の考え方

2 コミュニティバスについて

- (1) あおぞらの現状と今後の展望
- (2) デマンドバス導入の考え方

3 景観まちづくりについて

- (1) 条例制定後の成果と今後の展望
- (2) 表彰制度

4 小・中学校教育について

- (1) 学力向上の取り組みと成果
- (2) 武道の必修化

伊勢崎クラブを代表し、通告に従い順次一般質問いたします。

まず初めに、職員の定員管理についてお伺いいたします。

定員管理とは、組織体を構成するすべての人員の適正な配分を維持するために必要とされる条件を整備し運用する管理過程であり、その目的は、市民負担の

増加抑制に留意しつつ、貴重な人材を生かすために最少の職員数で最大の効果を上げるようにすることにあるとされております。

具体的には、行政の需要に応じて職員の増減を行い、または定員の変更などについて適正に統制することであります。

地方自治法第158条第2項では、「当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない」とうたっております。

管理のための手法としては、民間委託、事務の統廃合、縮小、退職者不補充、新規採用抑制、職員の職種転換などが挙げられます。

地方公共団体における定員管理の状況の公表は、地方公共団体における定員管理の透明性を高め住民の理解と納得を得るために、情報を開示、公表することは重要であります。

平成16年には地方公務員法が改正され、人事行政の運営等の状況の公表が法律上の責務とされ、現在、全国ほぼすべての地方公共団体が給与と定員管理の状況をホームページに公表するとともに、団体間の比較分析を可能にするため、総務省のホームページと各団体のホームページをリンクさせる地方公共団体給与情報等 公表システムによる公表を実施しております。

言うまでもなく、当伊勢崎市においても実施しているのはもちろんであります。それらを踏まえ、当伊勢崎市においても合併以来さまざまな取り組みがなされてきたことと思っております。

伊勢崎市の削減目標115人、マイナス4.6%であります。ちなみに、桐生市においては175人、マイナス12.2%、実績で189人、マイナス13.2%であり、同一である太田市は156人、マイナス8.2%、実績においては何と201人、マイナス10.6%に比べ、伊勢崎市の目標は極めて低い感じがしております。

この4.6%にした根拠としては、総務省が平成17年から平成22年の5年間に目標を掲げている4.6%を引用したからと私には思われて仕方ありません。

各類似団体においてもこの4.6%以上の目標を掲げ、実績においても多くの市町村でこの目標値よりも上回っているのが現状でございます。

そこで、(1)職員数、(2)臨時職員、(3)退職者数及び採用者数の推移、(4)今後の考え方についてお伺いいたします。

2点目、コミュニティバスについてお伺いいたします。

コミュニティバスあおぞらが平成19年12月19日に出発式を挙行し、ことでちょうど5年目であります。公共公益施設利用者の交通手段を確保すると

ともに、何より高齢者あるいは子供など交通弱者の交通手段を確保する上で、あおぞらはなくてはならない存在であります。

このあおぞらを導入するのに当たり、平成17年度に伊勢崎市が市民と産・学・行政の連携による 公共バスネットワークシステムモデル調査において、市民、学識経験者、バス事業者等の幅広い市民 参加を実施し、その意見を踏まえて、平成13年度バス利用者44万人をピークに減少しているバス 利用者の増加に向けたコミュニティバス路線再編案を取りまとめ、10路線のあおぞらになったことは周知のとおりであります。

以前は空気を運んでいるのかと悪口を言われましたが、徐々に利用者も 回復し、今では35万人余りの人が利用しているのが現状であります。

しかしながら、コミュニティバスだけでは市内全域をカバーすることは非常に難しいと思われまます。

そこで考えられることが、デマンドバスとの併設であります。

今月初め、伊勢崎クラブの部会で伊勢市に出向き、デマンドバス運行についての調査研究を行ってきました。

既存の路線バス、コミュニティバスがある中、電話一本で予約できるシステムであります。

以前の私の質問に対する答弁でも山間地や過疎地の交通手段との回答でありましたが、今やデマンドバスは都市交通の中で生かされると私は確信しております。

市長就任後の平成21年3月議会で、このデマンドバス導入についての答弁で本当にせつない回答でありましたので、今回は期待を申し上げて私は力を込めて質問している次第であります。

そこで、(1) あおぞらの現状と今後の展望、(2) デマンドバス導入の考え方についてお伺いいたします。

3点目、景観まちづくりについてお伺いいたします。

景観まちづくりを積極的に進めていくために、本市は、平成17年、群馬県内初の景観行政団体になりました。

景観行政団体は、景観法に基づき、地域の特性に応じた風景や景色を守るさまざまな取り組みなどを独自に行うことができます。

これを受けて、本市は景観行政団体としての景観まちづくりの方向を定めるため、平成19年3月に伊勢崎市景観計画、美(うま)しいせさき景観計画を策定し、次いで、平成20年4月1日に伊勢崎市景観まちづくり条例及び屋外広告物条例を施行してきました。

そこで、(1) 条例制定後の成果と今後の展望、(2) 表彰制度等についてお伺いいたします。

最後、4点目、小・中学校教育についてお伺いたします。

学校は何をすることでかという質問に対して、大多数の人は勉強をすることで答えるのは当然であります。

そんな中、ゆとり教育が生まれ10年を経過し、しかし、この教育は学力低下が指摘されており、実際に国際学習到達度調査、PISAの国際学力テストで順位を落としたことは皆さん御承知のことと思われま

す。そして、また、ゆとり教育が批判されてきましたが、そのような批判を受け、戦後8度目の新しい学習指導要領が改訂されました。

その学習指導要領の理念は、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を兼ね備えた生きる力をはぐくむための教育としております。

また、武道もこの4月から必修化になります。

教育の目標として、教育基本法第2条第5項に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と書いてあります。

そんな中、武道の伝統的な考えを尊重し、理解し、相手を尊重して、練習や試合を通してこの目標を実現する役割を担う目的で、武道の必修化を明記したのだと私は考えております。

しかしながら、ほとんどの中学校で柔道を選択し、これで果たして武道の伝統的な考えが理解できるか心配でなりません。

また、柔道によるけがや事故など、多くの情報がマスコミや新聞、あるいはきのこの県議会等で明らかになっております。

この伊勢崎市における武道必修化の安全対策は十分なのか、私以外にも多くの人たちが心配しているのが現状ではないでしょうか。

そこで、(1)学力向上の取り組みと成果、(2)武道の必修化についてお伺いたします。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問を留保いたします。